

○農林水産省告示第二百八十五号

畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号）第四条第三号の規定により、同号の積立金を適切に管理することができるものと認められるものとして農林水産大臣が指定する者の指定をしたので、次のとおり告示する。

令和七年二月二十八日

農林水産大臣 江藤 拓

- 一 一般社団法人北海道酪農畜産協会
- 二 一般社団法人青森県畜産協会
- 三 一般社団法人岩手県畜産協会
- 四 一般社団法人宮城県畜産協会
- 五 公益社団法人秋田県農業公社
- 六 公益社団法人山形県畜産協会
- 七 公益社団法人福島県畜産振興協会

- 八 公益社団法人茨城県畜産協会
- 九 公益社団法人栃木県畜産協会
- 十 公益社団法人群馬県畜産協会
- 十一 一般社団法人埼玉県畜産会
- 十二 公益社団法人千葉県畜産協会
- 十三 公益財団法人東京都農林水産振興財団
- 十四 一般社団法人神奈川県畜産会
- 十五 公益社団法人山梨県畜産協会
- 十六 一般社団法人長野県畜産会
- 十七 公益社団法人静岡県畜産協会
- 十八 公益社団法人新潟県畜産協会
- 十九 公益社団法人富山県畜産振興協会
- 二十 公益社団法人石川県畜産協会

- 二十一 一般社団法人福井県畜産協会
- 二十二 一般社団法人岐阜県畜産協会
- 二十三 公益社団法人愛知県畜産協会
- 二十四 一般社団法人三重県畜産協会
- 二十五 一般社団法人滋賀県畜産振興協会
- 二十六 公益社団法人京都府畜産振興協会
- 二十七 一般社団法人大阪府畜産会
- 二十八 公益社団法人兵庫県畜産協会
- 二十九 一般社団法人奈良県畜産会
- 三十 公益社団法人畜産協会わかやま
- 三十一 公益社団法人鳥取県畜産推進機構
- 三十二 公益社団法人島根県畜産振興協会
- 三十三 一般社団法人岡山県畜産協会

- 三十四 一般社団法人広島県畜産協会
- 三十五 公益社団法人山口県畜産振興協会
- 三十六 公益社団法人徳島県畜産協会
- 三十七 公益社団法人香川県畜産協会
- 三十八 公益社団法人愛媛県畜産協会
- 三十九 一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会
- 四十 公益社団法人福岡県畜産協会
- 四十一 公益社団法人佐賀県畜産協会
- 四十二 一般社団法人長崎県畜産協会
- 四十三 公益社団法人熊本県畜産協会
- 四十四 公益社団法人大分県畜産協会
- 四十五 公益社団法人宮崎県畜産協会
- 四十六 公益社団法人鹿児島県畜産協会

四十七 公益財団法人沖縄県畜産振興公社

備考

この告示に係る指定の有効期間は、令和十年三月三十一日までとする。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。